

第2期我孫子市子ども発達支援計画(第2期障害児福祉計画)(案)に対する意見募集(パブリックコメント)結果の公表

お寄せいただいた意見及び意見に対する市の考え方を公表します。

■ パブリックコメントの結果

第2期我孫子市子ども発達支援計画(第2期障害児福祉計画)(案)についてパブリックコメントを実施したところ、次の結果になりました。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

- 1 募集期間 令和2年12月25日(金曜日)から令和3年1月25日(月曜日)まで
- 2 提出人数 2名
- 3 意見総数 5件
- 4 公表場所

子ども相談課、こども発達センター、教育研究所、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、生涯学習センターアビスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、我孫子市民図書館湖北台分館及び布佐分館、各近隣センター、我孫子市ホームページ

- 5 意見公募した内容 第2期我孫子市子ども発達支援計画(第2期障害児福祉計画)(案)(別紙参照)
- 6 意見と意見に対する市の考え方

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
1-1	意見	第4章「施策の推進」の3「家族支援の充実」の(3)「相談支援事業所「なの花」の相談支援専門員による児童支援利用計画の作成」(P32)について 表中左欄の「相談支援事業所「なの花」」は、どのような趣旨の指標設定か不明です。表の見込値と整合するよう指標を適切に記述にしてください。	相談支援事業所「なの花」の契約者数と児童支援利用計画延べ作成数を指標としているため、表を「7内容の修正について」の通り修正いたします。
	理由	意見記載のとおり	

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
2-1	意見	<p>第4章「施策の推進」の5「教育支援の拡充」の(2)「学級支援員派遣事業」(P36)について 本事業の「支援員一人に対する特別支援学級在籍生徒の数」に関しては、P14の実績数でR元年度は小学校で5.3人、中学校で5.7人であったことを受け、P20の(5)教育支援の拡充において、「特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増えているにも関わらず、学級支援員の数がそれに伴って増えていないのが課題」と総括されています。</p> <p>この課題認識をもとにすれば、次期計画では「支援員一人に対する特別支援学級在籍生徒の数」は少なくすることが求められますが、本計画案での本事業の見込み値は小学校で各年度6.1人、中学校で同6.7人と逆に増加しており、明らかに後退した計画となっています。</p> <p>「支援員一人に対する特別支援学級在籍生徒の数」は、H27年度実績で小学校で3.42人、中学校で4.69人であったことを踏まえれば、少なくとも従前のH27年度実績数値より下回るよう見込み値を見直してください。</p>	<p>「支援員一人に対する特別支援学級在籍児童生徒の数」を小学校で3.42人、中学校で4.69人とするならば支援員を約60人増やす必要があります。60人増やすことは現実的ではなく、また財政的にも非常に厳しい状況です。</p> <p>ご指摘のとおり、「支援員一人に対する特別支援学級在籍児童生徒の数」は、数値は増加していますが、特別支援学校教諭免許を取得する教諭が増えており、支援員も経験を積み、教諭・支援員個々のスキルは向上していると考えます。</p> <p>また、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第3条」においては特別支援学級1クラスの児童生徒数は8人と定められており、当該基準を逸脱してはなりません。</p> <p>これらのことから、「支援員一人に対する特別支援学級在籍児童生徒の数」の見込み値は小学校で6.1人、中学校で6.7人とし、支援員のスキルアップをして対応していきたいと考えます。以上を踏まえ、P36の本文及びP20の(5)教育支援の拡充を「7内容の修正について」の通り修正いたします。</p>
	理由	意見記載のとおり	
2-2	意見	<p>第4章「施策の推進」の5「教育支援の拡充」の(3)「教育研究所巡回事業」(P36)について 本事業の教育計画の作成の取り組みは、H27年度以降着実に進められていたとみられますが、P14に記された現計画期間の実績値では、H29の99.7%からR元年度の97.0%と後退しています。パーセントとしては一</p>	<p>「必要な児童生徒に対する教育支援計画」について本文に追記し、「7内容の修正について」の通り修正いたします。</p>

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
		<p>見高い水準に見えますが、「必要な児童生徒に対する教育計画」の未作成者はこの間 20 人程度増えた計算になります。</p> <p>教育計画作成は、SDG s の趣旨に照らしても「誰一人取り残さない」ことが当然ですので看過できません。</p> <p>第 2 期計画においては、この未作成者対策を含めて、作成率 100% を達成するための特段の取り組みを記載してください。</p> <p>なお、本事業の本文記述で、見込み値の「必要な児童生徒に対する教育計画」について一言も触れられていないことは適当でないと思われまます。</p> <p>他の施策同様、見込値の表と整合させた記述にしてください。</p>	
	理由	意見記載のとおり	
2-3	意見	<p>第 4 章「施策の推進」の「6 計画の推進体制と進行管理」の「(1) 推進体制」(P 40) について</p> <p>①「本計画は、療育・教育システム連絡会を核として策定するとともに、その後の検証と評価をすることとしています。」と記されていますが、市の計画は当事者団体や学識経験者などの第三者も参画された場で策定されている必要があると考えます。「・・・連絡会を核として策定」という記述について、当事者団体や学識経験者などの第三者がどのように参画して作成されたのかを含めて、丁寧に記述してください。</p> <p>②本計画の策定段階で、当事者団体や学識経験者などの第三者の参画が十分に行われていなかったとすれば、今後の検証と評価、3 年後の計画見直しの際は、</p>	<p>計画策定を行った療育・教育システム連絡会の組織や第三者の参画について記載するため、「7 内容の修正について」の通り本文を修正いたします。</p>

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
	理由	<p>当事者団体や学識経験者などの第三者も参画するように、「計画の推進体制と進行管理」の運用記述を見直してください。</p> <p>市の計画は、当事者団体や学識経験者などの第三者(可能であれば公募委員も含む)も参画された場で策定されるべきと考えます。特に福祉に係る計画策定においては、その支援の対象となる当事者の関係団体や、高度な知見を有した専門家・学識経験者などの第三者の参画は不可欠であると考えます。</p> <p>すでに設置されている療育・教育システム連絡会を機能的に活用しようと考えたととしても、計画策定や進捗管理の案件を協議する際は、これら第三者を参画させるべきと考えます。</p>	
2-4	意見	<p>第4章「施策の推進」の「6 計画の推進体制と進行管理」の「(2) 療育・教育システム連絡会とは」(P 40)について</p> <p>「我孫子市では、(略)、療育・教育システム連絡会、及び5つの作業部会を設置し、本計画の策定や進捗状況管理、重要な施策の検討や決定を行っています。」と記されていますが、我孫子市療育・教育システム連絡会設置要綱では、当連絡会の協議事項の中に、子ども発達支援計画及び障害児福祉計画の「策定」についての規定がありません。また、重要な施策の検討や決定についても、それを行うことができる根拠規定がありません。</p> <p>本計画の記述と我孫子市療育・教育システム連絡会連絡会設置要綱の規定を整合させるよう記述を見直してください。</p>	<p>我孫子市療育・教育システム連絡会設置要綱第2条に、連絡会の協議事項として、(1) 子どものライフステージに応じた一貫した療育・教育支援に関すること。(2) 子どもの将来と自立に向けた発達支援に関すること。(3) 家族への支援に関すること。(4) 地域における支援に関すること。を掲げており、この内容は、本計画において定める事項と一致していることから、療育・教育システム連絡会を核として計画策定を行いました。よって、記載内容の通りといたします。</p>

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
	理由	意見記載のとおり	

7 内容の修正について

寄せられたご意見に基づき、次の通り修正いたします。

整理番号	ページ	章・節名	修正前		修正後
1-1	32	第4章3の(3)	相談支援事業所「なの花」	実人数 延べ作成数	契約者数 児童支援利用計画延べ作成数
2-1	20	第2章3の(5)	特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増えているにもかかわらず、学級支援員の数がそれに伴って増えていないのが課題です。		特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増えているため、 <u>学級支援員を確保するとともに、個々のスキルアップをしていく必要があります。</u>
	36	第4章5の(2)	「特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増えているため、学級支援員を確保していきます。」		「特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増えているため、学級支援員を確保するとともに、 <u>研修等を通しスキルアップをしていきます。</u> 」
2-2	36	第4章5の(3)	授業観察及び、管理職、特別支援教育コーディネーターの説明等を通して各学校の特別支援教育体制の推進を図ります。		授業観察及び、管理職、特別支援教育コーディネーターの説明等を通して各学校の特別支援教育体制の推進を図ります。 <u>また、誰一人取り残すことなく必要な児童生徒に対する教育支援計画を作成します。</u>
2-3	40	第4章6の(1)	そこで本計画は、療育・教育システム連絡会を核として策定するとともに、その後の検証と評価をすることとしています。		そこで本計画は、 <u>関係機関の連携を図ることを目的として設置した療育・教育システム連絡会を核として策定しました。</u>

整理番号	ページ	章・節名	修正前	修正後
				<u>療育・教育システム連絡会は、市と教育委員会の関係部署の他、私立保育園長代表、私立幼稚園長代表、小中学校校長会代表、我孫子特別支援学校長、湖北特別支援学校長を委員として組織するとともに、具体的な施策を検討する5つの作業部会を設置していることから、それぞれの立場からの意見を伺いながら、今後の計画進行の検証と評価を行い、次期の計画策定につなげていきます。</u>

8 担当 我孫子市役所 子ども相談課 児童発達支援担当 TEL : 04-7185-1111 (内線 20-369)
 こども発達センター TEL : 04-7185-1111 (内線 28-216)
 我孫子市教育委員会 教育総務部 教育研究所 TEL : 04-7187-4600